

平成 29 年 10 月の市民の声（全 5 通のうち 5 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇緊急事態の周知について

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市では、北のミサイルや原発に対しての防災無線の準備は行われませんか？？何の対処も無いままで良いのでしょうか？

万が一の時はどうすれば良いのか。市からのメール配信も遅すぎて全く役に立っていない。早い対応願います。

（平成 29 年 10 月 3 日）

【お返事】

現在、南魚沼市では、北朝鮮からのミサイル発射等の緊急事態発生時の情報伝達に、登録制防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、FMゆきぐにへの緊急割り込み放送で対応しています。

まずは、市の登録制防災メールにご登録いただくとともに、緊急速報メールの受信設定確認をお願いします。登録制防災メールの登録方法は、総務課防災担当までお問い合わせいただくか、市ホームページでご確認ください。

報道等で紹介されている野外スピーカーやサイレンは、同法系防災行政無線と呼ばれるものです。南魚沼市でも、平成 17 年度の防災行政無線導入時に導入を検討いたしました。しかし、導入済みの自治体の実例として、雨や風が激しいときは聞こえないこと、山間地では電波状況に問題があることなどの理由から設置を見送りました。

しかしながら、緊急時に携帯電話を所持していない方、テレビやラジオの近くにいない方もおられます。

その対応として、現在、消防サイレンを利用して国民保護のサイレン音を放送する方法について検討を行っていますので、ご理解をお願いします。

（担当：総務課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇高齢者運転免許自主返納事業について

【ご意見・ご提案など】

お世話になります。高齢者運転免許証自主返納支援事業の件ですが、支援の内容（以下のいずれかを選択）

- ・市民バス回数乗車券（10,000円相当分）
- ・越後交通株式会社バス回数乗車券（10,000円相当分）
- ・市民バスと越後交通株式会社のバス回数乗車券（各5,000円相当分）

支援は1人1回のみです

となっておりますが、以前タクシー券も選択肢に入れてと要望しましたが当市では公共交通機関の利用を推奨する意味でこのままですとの返事でした。（5日に電話でお願いしましたが同じ返事でした）

県内の他市町村を調べたら殆どがタクシー券を使えます。全国の調査結果のサイトもあり見ると同様です。先日は県内の新聞にも市町村の比較が掲載されてました。何より自主返納とは、残念ながら体力気力が衰えて長年親しんでいた車から降りざるをえない人達です。一度の用事でバス停まで・バス停からを合わせると4回歩かなければならない、長距離は無理です。

私の母も今年3月で運転を止めましたが、タクシー券になるのを待ってまだ返納手続きをしていません。数か月後には免許証の書替です。是非早急にタクシー券も選択できるように変更して頂きたいと要望します。

（平成29年10月6日）

【お返事】

高齢者運転免許証自主返納支援事業は、運転免許証を自主返納した65歳以上の市民にバス回数乗車券10,000円分相当を支援するものです。事業の検討段階からタクシー券も選択肢としていましたが、バスの利用促進のために報奨品から外した経緯があります。

しかし、報奨品についてはタクシー券のほか様々な要望が寄せられていることから、今後以下のように取組む予定です。

- ①平成27年度から平成29年度の間には高齢者運転免許証自主返納支援事業を申請（運転免許証を自主返納済み）した人を対象として、事業改善アンケート調査を平成30年度中に実施します。
- ②アンケート結果を基に、バス回数乗車券の利用状況、タクシー券の需要、その他の報奨品候補などを検証します。

③検証の結果、タクシー券の需要が高い場合には、タクシー事業者との協議や市の財政面の調整を行ったうえで、新たな報奨品への追加を検討します。

正確なニーズ把握に始まり、順を追っての作業が必要なため、早急な対応とはなりません。ご理解くださるようお願いいたします。

また、運転免許証自主返納者がタクシーを1割引で利用できるよう、現在タクシー事業者と協議を進めていますので、併せてお知らせいたします。

(担当：環境交通課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇投票率の中間公開について

【ご意見・ご提案など】

各種選挙の中間投票率HPで公開すべきと考えます。

(平成 29 年 10 月 22 日)

【お返事】

このたびの衆議院選挙と南魚沼市議会議員選挙においては、注目度が高いと思われる「衆議院小選挙区選出議員選挙」と「南魚沼市議会議員一般選挙」について、中間投票率を市ウェブサイトに掲載いたしました。

掲載場所は、市ウェブサイトのトップページから、「目的で探す」→「選挙」→「選挙の結果」になります。(下記 URL から、ご覧いただけます)

<http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/soshiki/senkyokanriiin/senkyojimukyoku/kekka/index.html>

中間投票率を出すためには、市内にある 58 の投票所から所定の時間内に選挙管理委員会へ数値を報告する必要があります。報告をするための専任職員を配置できないため、投票事務従事者がその場を離れて報告しています。

経費を節減するため、投票事務に従事する職員数は最小限に抑えています。このため、中間投票率のために、これ以上の負担を求めることは困難です。

今回の最終投票結果は下記のとおりですが、最も投票率の高かった南魚沼市議会議員選挙と最も低かった最高裁判所国民審査の差は 0.41% です。僅かな差であり、これまでの選挙結果も同じような傾向にあったことから、全ての投票について中間投票率を発表しなくても類推が可能と判断しております。

また、今回の衆議院選挙について近隣市の状況を調査しました。魚沼市と小千谷市では、中間投票率を公表したのは小選挙区のみでした。十日町市は、中間投票率の公表を行っていませんでした。

費用対効果を勘案すると、複数の選挙が同日に開催された場合でも、中間投票率は最高で 2 種類しか公表できないことについて、ご理解をお願いいたします。

区分	最終投票率
衆議院小選挙区選出議員選挙	74.28%
衆議院比例代表選出議員選挙	74.27%
最高裁判所裁判官国民審査	73.95%
南魚沼市議会議員一般選挙	74.36%

(担当：選挙管理委員会)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇共同作業の欠席料について

【ご意見・ご提案など】

10月23日の常会でこのような話し合いがありましたので報告させていただきます。

区長より、道路が陥没（崩落）しており復興工事をする必要があるとのことで、区の各世帯1名が作業に参加し、都合がつかない世帯は金銭を払い免除してもらう方向で決定しました。免除してもらう為に払う金額は約9千円程度とのことですが、11月12日にも秋の作業（側溝掃除、冬囲ほか）があり同じく免除してもらう為には金銭を支払わなければなりません（平成27年支払済み）。今回の復興工事の件を知ったのは10月23日でしたので、突然の出来事で困惑しております。

そもそも自治会費用（年7万2千円）も滞納せず区に上納している状況で、これらの金銭の要求には正当性があるのでしょうか？

また、工事内容の説明も重機を導入するほどの大掛かりな工事にしては口頭での説明しかなく、文書による説明（「作業手順書」「工程表」「指示書」）などもなく、内容は理解できませんでした。これらの作業中に被災した場合もボランティアと同じく「ケガと弁当は自分持ち」になるのでしょうか？

（平成29年10月24日）

【お返事】

各区が独自に実施している共同作業において、出席できない世帯に応分の負担を求めている行政区は、市内に複数あるようです。

これらの共同作業については、行政区の個別な問題であり、市は関与していません。市としてお答えする立場にないことを、まずご理解ください。

一般論としては、「作業の成果により、利益や利便を得るものが応分の負担をするという考え方は特異なものではなく、労力を提供できない代わりに物品や金銭を提供することも方法の一つ」と考えます。

今回は、行政区長が常会にはかったうえで決定したようなので、決め方にも問題がないように思います。決定事項に従って行政区長が請求するのは、一定の正当性があると思われます。

しかし、9,000円を負担することができず、作業にも従事できない世帯（高齢者のみで所得が低い世帯など）には、支払いを免除する制度があるのではないのでしょうか。支払いが困難な場合は、行政区の役員に相談することをお勧めします。

また、危険性が高い作業を共同で実施する場合は、行政区で保険に加入しているものと思います。加入しておらず不安な場合は、加入することを役員に提言されてはいかがでしょうか。

(担当：秘書広報課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇投票事務の対応について

【ご意見・ご提案など】

事情があって選挙の入場券が届かないのに、大きな声で「この人は入場券持ってこなかったから」と言われた。

とてもめんどうに対応してくれた。

もう選挙には行きたくないと思った。残念です。

(平成 29 年 10 月 24 日)

【お返事】

衆議院議員選挙及び市議会議員選挙の投票に足をお運びいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げます。また、職員の対応で不快な思いをおかけしたことを、お詫びを申し上げます。

投票所は普段とは異なる緊張した雰囲気のある場所であること、また投票のために不特定多数の方が集まっているがゆえに、事務を担当する職員にはいつも以上の配慮が必要だったと感じています。

選挙のたびに各投票所の事務担当者を集め、必要事項を伝える会議を開催しています。今回は「身近な選挙のため、いつも以上に多くの方が投票に来られ事務が煩雑になりがちだが、丁寧に対応してほしい」と伝えましたが、徹底できていなかったことを痛感いたしました。

次回の選挙では、あらためて「投票に来られた方へ丁寧に対応をするよう」強調して伝えますので、次回も投票をお願い申し上げます。

また、私（市長）から特段のお願いがあります。今後こうした対応（あってはならないことですが）を見かけたら、職員の名札をご確認ください。名前をお伝えいただければ、私（市長）が直接、反省、改善を促すようにいたします。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658